資料6-3 工業用水法による指定地域と規制の概要

記号	指定地域の種類	許可の基準			
(面積)	(施行年月日)	ストレーナー	吐出口の	例外許可	その他
		の 位 置	断面積		
(34km²)	旧規制 四日市市 (昭和32年7月10日) 拡大地域 四日市市	100m以深 230m以深	21cm ² 以下 21cm ² を超え 46cm ² 以下	指定地域における地下水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することが工業の遂行上必要かつ適当であって他の水源をもって代えることが著しく困難なときは許可をすることができる。	揚変合要水告の継ど出る水更はす量、変、のを。
	(昭和38年7月1日) 拡大地域 楠町(現在四日市市) (昭和38年7月1日)	50m以深 150m以深	21cm ² 以下 21cm ² を超え 46cm ² 以下		

(対象揚水設備は、工業の用に供しようとする吐出口断面積6cm²を超える設備)